

いいばしょプロジェクト

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民に身近な圏域（小地域）において、住民が抱える様々な課題に対し、地域力強化推進事業の一環として、支え手・受け手が固定されない多様な主体が参加できる場での活動を通じ、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを進める活動をモデル事業として位置付け、この活動を市域に広げていくことを目的として、助成に関する必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 助成金の交付を受けることができる対象は、第1条の目的に沿って、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 奈良市内において実施する事業であること。
 - (2) ボランティアグループや特定非営利活動法人（NPO 法人）など、市民公益活動を主目的とする団体であること。
 - (3) 団体の会則（定款）があること。
 - (4) 団体若しくは当該事業専用の口座があること（請求時には通帳の写しを添付）
 - (5) 対象地域の住民との協働により当該事業を実施する団体であること。
 - (6) 複数地区において、地域と協働し事業を実施している団体であること。
 - (7) 月1回以上活動していること。
- * その他社会福祉法人奈良市社会福祉協議会会長（以下、会長という）が特に必要と認めるもの。

(助成対象期間)

第3条 毎年4月1日～翌3月31日（年度）を対象期間とする。

(助成の種類及び額)

第4条 助成の交付額は次のとおりとする。

- (1) 1団体に対し、50万円を上限とする

(事業の届出及び交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする団体は、下記届出書等をもって事業の届出を行わなければならない。

(1) 申請書(様式1)

(2) 団体概要書(様式2)

(3) 事業実施計画書(様式3)

(4) 事業収支予算書(様式4)

(5) 添付資料(自由様式)

①役員名簿、②会則又は定款、③当該事業に係る資料(任意)

(助成金の決定及び通知)

第6条 会長は、前条の申請があったときは速やかにその内容を精査し交付の可否及び交付額を決定する。

2 会長は、交付の可否が決定した申請団体に対し、助成決定通知(様式5)もしくは助成不決定通知(様式6)をもって通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第7条 助成金の交付決定を受けた申請団体は、請求書(様式7)の提出をもって当該助成金を交付するものとする。

(事業報告)

第8条 対象年度終了後は、速やかに実施事業実績報告書(様式8)並びに、事業収支報告書(様式9)をもって事業の報告を行わなければならない。

(助成金の清算)

第9条 対象年度、末日において交付された助成金に残額が生じた場合は、その額を返還するものとする。

ただし、特別な事情(自然災害等)により残額が生じた場合において、会長が、やむを得ないと判断した場合は、残額を翌年度の同事業に充てることできる。その場合、報告時に残額が発生した理由を会長へ書面で報告するとともに、翌年度の事業において残額が支出された時点で速やかに会長に領収書の写しとともに、書面で報告するものとする。

(助成金交付の取り消し及び返金)

第10条 会長は、申請団体が偽り又は不正な手段により助成金の交付を受けたと認められる場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、申請団体に対しその返還を命ずるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月14日から施行するものとする。